

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」
（平成27年法律第64号）第21条に基づく情報の公表

令和5年6月5日
館林衛生施設組合管理者

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第6条の規定に基づき、次のとおり公表する。

